組合Q&A

理事全員が書面出席は可能か

められるか員が書面で出席した理事会も認出席することができる。理事全出席することができる。理事全

どうでしょうか。 総会は書面又は代理人による議

理事会も、あらかじめ通知のあっ

書面で

でしょうか。 決に参加した理事会は認められる それでは、理事全員が書面で議 議決に参加できます。 た事項に限定されますが、

場所と時間は特定してください」という必要もないと考えたからです。に遠方からわざわざ理事に来てもらう必要もないと考えたからです。しかし、法務局の回答は「理事しかし、法務局の回答は「理事しかし、法務局の回答は「理事に表する」といる。

たのを覚えています。そこに理事が集まった状態は設定そこに理事が集まった状態は設定議の場所と時間が決まっていて、

ませんでした。面で議決に参加することは許され会出席は可能ですが、全理事が書ということで、書面による理事

(法改正後)

(※)商振法には、この規定はない。(会議事録を作成し保存すること ④理事会の議案の提案があること ら理事会の議案の提案があること の意思表示をすること ④理事から理事会の議案の提案があること

す。
書面による理事会の議決が可能で
書面による理事会の議決が可能で

ものでよいかと、法務局に対して

る理事会議事録を全員書面参加の

事務所移転の登記の際に添付す

いようです。
になっています。不同意の理事がいたら議決とみなすことは出来ないたら

反対者がいるなら、議論の場で

ます。 ます。 ます。

【報告議案】

は改正により理事会に報告しなれています。

法改正により理事会で報告しなくてもよいとさ報告は、理事全員に通知をすれば、理事会承認後も重要事項を理事会に

報告は、理事全員に通知をすれば、理

するで報告しなくてもよいとされています。

ポイント

議とみなす

第1版第1刷発行」より転載。 「清水透著・2010年5月25日(新訂)

プページ▽中央会の出版刊行物)ホームページをご参照下さい。(トッの詳細は全国中小企業団体中央会のの詳細は全国中小企業団体中央会ので購入のお申込み等、図書について

組合士検定にチャレンジ!!

定款・規約に関する正誤問題です

| 第1問 | 組合の「事業」の内容は、定款の絶対的必要記載事項である。

「第2問」中小企業組合関係法には「規約」に に関する規定、③役員に関する規定、④組合 に関する規定、③役員に関する規定、④組合 に関する規定、③での他必要な規定 以上 して、①総会又は のである。 の他必要な規定 のが明記されている。

[第3問] 組合の定款・規約は、内部の規則であるから、組合員以外の者に見せる必要はない。 (第4問] 組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、事務執行上の必要な内規につる事項のうち、事務執行上の必要な内規につる事項のうち、事務執行上の必要な内規につる事会の権限に属させることができる。

使うルールを規約にするのがよい。改廃が必要なものを規程にし、長期安定的には総会決議を要する。したがって、機敏に制定・【第5問】 「規程」は理事会で決定でき、「規約」

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】× 《組合の定款・規約は、組合員だけでなく組合の債権者にも閲覧・謄写請求権がある。組合員は外の債権者にも閲覧・謄写請求権がある。組合以外の債権者にも見せなければならないケースがある。【第4問】○【第5問】×(「規約」とは、組合と組合員の間を規律する自治約」とは、組合と組合員の間を規律する自治約」とは、組合の組織活動の基本的事項を定めた定款と同様に組合員を拘束するものである。したがって、総会で決める必要がある。「規程」は事務上の内規なので理事会である。「規程」は事務上の内規なので理事会である。「規程」は事務上の内規なので理事会では機敏な対応の要・不要で使い分けるもの定は機敏な対応の要・不要で使い分けるものには触敏な対応の要・不要で使い分けるものには触敏な対応の要・不要で使い分けるものにはいる。